

第 1 4 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 30 日 9 時 30 分開会 ～ 9 時 55 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	出席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	出席	
7 番		工藤 伸一	出席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		西野 和文	出席	
10 番		平野 貴史	出席	
11 番		寺澤 順一	出席	議事録署名員
12 番		中村 孝之	出席	議事録署名員
13 番		田中 浩巳	出席	
14 番		澤永 英樹	出席	
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第 1 号 委員会業務報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 現地目証明願の会長専決処分について

議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	松野	優一
		大高	慶寛
	関		将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 14 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
待ちに待った雨が降り、良いことや悪いことが出てきているかと思っておりますが、小麦関係についてはかなり倒れているところも見受けられるところもあります。
これから収穫が秋に向かって本格的になるかと思いますが、急ぐ時こそ、気を付けながら作業を行っていただければと思います。
また、天気が回復し北海道らしい暑い夏がやってくるかと思っておりますので、体に十分お気を付けてよろしくお願いしたいと思います。
本日の総会も報告、議案共に慎重審議よろしくお願い申し上げます。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
11 番寺澤委員、12 番中村委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が 3 件、議案が 2 件となります。
日程 3、報告第 1 号は、令和 6 年 6 月 27 日から 7 月 29 日までの委員会業

務の報告となります。

日程 4、報告第 2 号は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、6 件。

日程 5、報告第 3 号は、現地目証明願の会長専決処分について、2 件。

日程 6、議案第 1 号は、農用地利用集積計画の決定について 1 件。

日程 7、議案第 2 号は、恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」 ご報告いたします。

令和 6 年 6 月 27 日から 7 月 29 日までの業務報告となります。

6 月 27 日 第 13 回恵庭市農業委員会総会

7 月 2 日 現地調査

7 月 3 日 恵庭市議会第 2 回定例会（最終日）

7 月 8 日 戦没者追悼式

現地調査

農用地利用調整会議

7 月 18 日 恵庭市治水対策促進期成会定期総会

7 月 25 日 北海道農業会議第 4 回常設審議委員会

以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、平成 31 年 3 月 18 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 7 月 2 日に届出されております。

番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 5 年 12 月 3 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 7 月 10 日に届出されております。

番号 3 番、4 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 5 年 12 月 3 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 7 月 10 日に届出されております。

番号 5、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 6 年 3 月 26 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 7 月 8 日に届出されております。

番号 6、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と山林と原野と雑種地、現況、田と畑、面積、[REDACTED]㎡、権利の取得日、令和 5 年 10 月 18 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 6 月 25 日に届出されております。

以上、6 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 3 号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程 5、報告第 3 号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 3 号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。
番号 1 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、
宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]㎡、利用状況、[REDACTED]、所有者、
[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]、現地
地調査ですが、大岩委員、事務局で令和 6 年 7 月 8 日に実施しております。
番号 2 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申
請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]㎡、利用状況、[REDACTED]、所有者、
[REDACTED]の[REDACTED]さん、証明願出者、[REDACTED]の[REDACTED]、現地
調査ですが、小山内委員、事務局で令和 6 年 7 月 2 日に実施しております。
以上、2 件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 6、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 1 番は売買となります。
番号 1 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■
■■、地目、公簿、畑と雑種地、現況、畑、面積、■■■■㎡、
所有権移転の内容、普通畑、土地の引渡時期は、■■■■。場所につきましては地図番号 1 番、■■■■の斜線の土地となります。
所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： この案件に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。
橋本委員より報告願います。

橋本委員： 7 月 8 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■円で双方の同意をいただきました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 2 号 恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会 長： 日程 7、議案第 2 号「恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 2 号「恵庭市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」このことについて、恵庭市農業委員会組織一丸で別紙事項についてここに申し合わせ、決議する。

本案件は、令和元年 10 月に農業委員が農地転用に係る収賄事件で逮捕されるなどの不祥事が連続して発生し、再発防止のため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をすべての農業委員会で行い、毎年同様の取り組みを実施するよう通達があったことから、実施するものであります。

決議内容は次のとおりとなっております。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 14 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 11 番 委 員 _____

議事録署名委員 12 番 委 員 _____